

4 財 政

(1) 合併特例措置後の財政状況

平成 13 年度の 11 市町村の財政状況は次のとおりです。

各市町村の財政状況

(単位：億円)

| | 津 市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 | 香良洲町 | 一志町 | 白山町 | 嬉野町 | 美杉村 | 合 計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 地方税 | 262.9 | 45.0 | 16.8 | 10.1 | 3.8 | 14.4 | 4.7 | 13.9 | 12.2 | 19.9 | 5.2 | 408.9 |
| 普通交付税 | 20.3 | 24.7 | 13.9 | 14.9 | 11.0 | 15.0 | 12.2 | 18.2 | 19.5 | 20.0 | 22.9 | 192.6 |
| その他収入 | 271.6 | 59.8 | 27.6 | 17.3 | 10.6 | 16.6 | 18.3 | 25.0 | 29.8 | 22.0 | 30.4 | 529.0 |
| 歳入計 | 554.8 | 129.5 | 58.3 | 42.3 | 25.4 | 46.0 | 35.2 | 57.1 | 61.5 | 61.9 | 58.5 | 1130.5 |
| 歳出計 | 534.3 | 126.4 | 56.1 | 38.8 | 23.5 | 45.1 | 33.2 | 55.1 | 59.7 | 58.8 | 56.2 | 1087.2 |
| 財政力指数 | 0.915 | 0.634 | 0.533 | 0.412 | 0.276 | 0.470 | 0.272 | 0.438 | 0.432 | 0.495 | 0.208 | 0.677 |

平成 13 年度地方財政状況調査、財政力指数は平成 14 年度（3 カ年平均値）

合併後の新市の財政状況は、普通交付税は減額分を 15 年間保障される措置があります。しかし、合併特例措置後（15 年後）は約 25 億円の減収となりますが、人件費の削減、その他物件費等で相応の削減が見込むことができます。

このことにより、各市町村で実施している行政サービスを一元化、効率化をすることによる余剰財源により、地域全体の行政サービスの向上が図れるものと推測されます。

(2) 合併後の削減効果

合併特例措置の終了した時点を現在の予算規模で推計すると以下ようになります。

| | |
|--------------------------|--------------|
| 給与等の削減効果（議員、特別職、職員） | 約 68 億 4 千万円 |
| 管理部門の削減効果（人件費を除く議会費、総務費） | 約 29 億 2 千万円 |

削減効果額 + = 約 97 億 6 千万円

| | |
|-------------------|--------------|
| 普通交付税の減少（14 年度試算） | 約 25 億 3 千万円 |
|-------------------|--------------|

財政効果額 + - = 約 72 億 3 千万円

(3) 合併に対する財政支援措置

合併することによって管理部門等の共通経費の節約が図られ、より効率的な行財政運営が可能となりますが、合併直後は新しいまちづくりなどのために多額の経費を要します。

そのため、合併市町村を支援するとともに行財政運営の強化を図るため、特例的な財政措置が講じられています。（平成 17 年 3 月までに合併した市町村）

| | |
|----------------------------------|-------------|
| まちづくりのための建設事業に対する財政措置(合併後 10 年間) | |
| 標準全体事業費(上限額) | 739 億 5 千万円 |
| 新市振興のための基金造成に対する財政措置(合併後 10 年間) | |
| 標準基金規模 (上限額) | 40 億円 |
| 普通交付税の特例措置 (合併後 15 年間) | 421 億円 |

| | |
|--|---------|
| 合併直後の臨時経費（システムの統一、ネットワーク整備等）や行政水準、住民負担水準の格差是正に必要な経費（5年間合計） | 30億円 |
| 特別交付税による財政措置(合併を機に行う新たなまちづくり、公共料金の是正、公債費格差是正など)（3年間合計） | 12億円 |
| 合併市町村補助金（新市建設計画に位置づけられた事業）（3年間合計） | 16億8千万円 |
| 市町村合併支援交付金（三重県支援事業） （新市建設計画に基づく事業及び地域振興を高める事業）（10年間合計） | 14億円 |

5 合併した場合の懸念される項目とその対処

| 懸念される項目 | 懸念される項目への対処 |
|---|--|
| 合併によって、役場が遠くなり不便になる。 | 旧役場を支所・出張所（旧市町村名の存続）とすることにより、地域に身近なサービスについての対応が可能です。 |
| 市町村によって行政水準に格差があることから、水道料金や保育料金が調整されることにより、多少高くなる場合がある。 | 合併を検討する「合併協議会」において、行政サービスの調整を十分に図り、行政サービスは全体として改善されることとなります。 行政サービスの改善による行政負担増額に対しては、地方交付税等の財政支援措置があります。 |
| 合併により、中心地から遠くなる周辺地域の振興策に不安がある。 | 合併協議会で策定する「市町村建設計画」において、地域の振興計画を策定します。 旧市町村の立場に立って住民の意見を反映する「地域審議会」を設置することにより、振興策の進捗をチェックし、地域の意向をきめ細かく施策に反映することができます。 「市町村建設計画」に記載された事業に必要な財源については、「合併特例債」の活用により計画的に支援します。 |
| 役所の整備統合、コンピューターシステムの統一、名称変更など合併にともない多額の経費が必要になる。 | 合併直後に必要となる経費については、地方交付税や補助金による財政支援措置があります。 |
| 財政力に格差のある市町村が合併した場合、財政力が豊かな市町村は不利になるのではないかと。 | 財政力に余力のある市町村が合併した場合、一見メリットがないように思えますが、規模の拡大を図ることにより、国や県からの権限移譲を受け、広域的な視点に立った産業振興や地域振興が可能になり、市町村としての将来発展に大きく寄与することができます。 将来的な発展を図るための事業の財源には、「合併特例債」等を活用することが可能です。 |
| 愛着のある市町村名や地域の名前がなくなる。 | 新しい市の支所・出張所等の公共施設の名称に、旧市町村名を残すことは可能です。 |
| 地域の歴史や文化といった地域の特性がなくなる。 | 昭和の大合併（昭和30年前後）後も、旧の町村の歴史や文化といった地域の特性は大切にされており、これからも守っていく必要があります。 |